

甲賀市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

国において、令和5年度中に、生活保護受給者に対する医療扶助に関して、マイナンバーを利用したオンライン資格確認を導入される予定となっています。

生活保護法に準じて実施している外国人の保護については、番号法に定められた事務に該当しないため、各自治体において、マイナンバー利用が可能な独自利用事務として条例で定める必要があることから、本条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 別表第1の7に生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の実施に関する事務を追加することとします。 【別表第1関係】

(2) 別表第2の各事務の特定個人情報に外国人生活保護関係情報を追加するとともに、表末に、生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の実施に関する事務を追加することとします。 【別表第2関係】

(3) 別表第3の1の特定個人情報に生活保護関係情報及び外国人生活保護関係情報を追加することとします。 【別表第3関係】

(4) この条例は、令和5年4月1日から施行することとします。

【付則関係】

3 その他

マイナンバーを利用したオンライン資格確認は、生活保護受給者の利便性の向上につながる他、適切かつ効率的な医療扶助の運営が期待できます。また、マイナンバーによる資格確認ができない場合は、従来の医療券を併用することで、必要な受診に支障がでないよう配慮を行う予定です。